

保険料率の上下限について

経緯

健康保険組合	
昭和56年3月～	平成20年4月～
3.0～9.5%	3.0～ <u>10.0%</u>

平成18年6月の法改正により、平成20年度から特定健診・特定保健指導が開始することに伴い、一般保険料率が上限に近い健保組合についても、積極的に保健事業を実施することができるよう上限を引上げ。

政管健保	協会けんぽ
昭和56年3月～	平成20年10月～
6.6～9.1%	<u>3.0～10.0%</u>

政管健保の保険料率の上下限についても、協会けんぽへ公法人化されることに伴い、健康保険組合と同一の率を設定。

(参考)

	協会けんぽ(政管健保) 保険料率	健保組合	
		平均保険料率	9.5%超 ^{※1} の組合数・割合
平成15年度	8.5%→8.2% ^{※2}	7.547%	18(1.11%)
平成18年度	8.2%	7.318%	10(0.65%)
平成20年度 ^{※3}	8.2% ^{※4}	7.38% ^{※5}	24(1.6%) ^{※5}
平成22年度(見込み)	9.9% ^{※4※6} 【3月改定】	—	—

※1:調整保険料率が含まれる ※2:総報酬制の導入 ※3:4月に健康保険組合の上限改正、10月に協会けんぽの上下限改正
 ※4:全国平均保険料率 ※5:見込の数値
 ※6:仮に、最も高い都道府県の保険料率について、平均との乖離幅を平成21年度と同様にして設定した場合、9.85%～9.95%